

平成 15 年 8 月 1 日

各 位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
東京都港区芝 3 丁目 3 3 番 1 号
コード番号 8309

経営の健全化のための計画に係る業務改善命令について

当社は、本日、金融庁より「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 20 条第 2 項」及び「銀行法第 52 条の 33 第 1 項」の規定に基づく業務改善命令を受けました。

当社は、これまでも、経営健全化計画に基づき、業務再構築に向けた各種施策の着実な実施や抜本的なリストラの推進など計画達成に向け真摯な取組みを行ってまいりましたが、平成 15 年 3 月期決算においては、不良債権の積極的処理や株式市況低迷下での保有有価証券の処分など経営改善のための施策により、遺憾ながら当期利益の実績は収益目標との乖離を余儀なくされました。

当社といたしましては、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、業務改善計画を策定のうえ、引続き、経営健全化計画の収益目標達成に向け最大限の努力をしてまいり所存であります。

記

1. 命令の内容

- (1) 抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成 15 年 8 月 29 日(金)までに提出すること。
- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、四半期ごとの実施状況を 2 ヶ月以内に報告すること。

2. 処分の理由

経営健全化計画に係る平成 15 年 3 月期の収益目標と実績との乖離が相当程度にとどまらず大幅なものであり、かつ、積極的な不良債権処理を考慮してもなお大幅に乖離しているなど、早期健全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められること。

以 上